

## 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等について

### 健全化判断比率

平成25年度決算に基づき健全化判断比率を算定した結果、下表のとおり、いずれの指標においても早期健全化基準を下回りました。

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—	20.00%	30.00%
実質公債費比率	14.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	

### 公営企業の資金不足比率

平成25年度決算に基づき公営企業の資金不足比率を算定した結果、下記のとおり、いずれの会計においても経営健全化基準を下回りました。

	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20%
浄化槽事業特別会計	—	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」で表示しています。

### 各指標の概要

#### 【実質赤字比率】

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

#### 【連結実質赤字比率】

公営企業会計を含む全会計における実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率

#### 【実質公債費比率】

一般会計等が負担する元利償還金など実質的な公債費の標準財政規模に対する比率（3カ年平均）

#### 【将来負担比率】

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

#### 【資金不足比率】

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体が財政の健全化を判断するための指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）の公表が、平成19年度決算から義務付けられました。また、平成20年度決算からは、子の各指標が一定の基準以上になった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等も必要になりました。

### ○早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。

また、これらについては、総務大臣等への報告、総務大臣等による公表が義務付けられています。

### ○財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準の場合には、「再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。

また、これらについては、総務大臣等への報告、総務大臣等による公表が義務付けられています。

なお、財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、その同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

### ○経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。

また、これらについては、総務大臣等への報告、総務大臣等による公表が義務付けられています。